

# 「岩屋ダム湖面利用（東仙峡金山湖）ルール」

令和元年6月

岩屋ダム湖面利用協議会

# 第1章 総 則

## 1. 適 用

本ルールは、岩屋ダム湖（東仙峡金山湖）（以下「金山湖」という。）の利用が適正に行われるよう、関係行政機関などで構成する岩屋ダム湖面利用協議会（以下「協議会」という。）で合意されたルールであり、金山湖の利用者すべてに適用する。

## 2. 目 的

本ルールは、金山湖の湖面利用（以下「湖面利用」という。）にあたり、金山湖での利用範囲ならびに禁止事項などを明確に示し、水源地としての環境保全と利用者の安全を図ることを目的とする。

# 第2章 湖面利用

## 1. 自己責任の原則

湖面利用は自己責任において行動し、湖面において発生した事故等については、利用者の責任で対応するものとする。

## 2. 利用可能な範囲

金山湖の利用可能な範囲は次のとおりとする。

種 別	利 用 可 能 な 範 囲	摘 要
船 艇 等	・カヤック、カヌーなどの手漕ぎボート類	
遊 漁	・岸釣り	遊漁証所持者

船艇は利用者の安全及び水質や周辺環境の保全が図られるようエンジン付きボート類（電気モータ動力を含む）の利用を禁止する。また、釣りは岸釣りとし、釣り人が使用するフローターは遊泳と見なし禁止とする。

## 3. 利用期間

船艇の利用期間は、5月20日～11月30日（冬期は利用禁止）とし、遊漁は、通年とする。

## 4. 利用時間

湖面の利用は、原則として日の出から日没までとする。

## 5. 船艇の利用

湖面で利用できる船艇は、管理者（責任者）が明らかとなっており安全管理が確保されている下呂市運営の船艇又は下呂市が認めた事業者等が運営する船艇のみとし、下呂市管理の金山湖キャンプ場を基地として利用するものとする。

また、一般者の船艇の持ち込みは禁止とする。

## 6. 湖面の利用制限・禁止の措置

(1) 船艇の利用は、貯水位が標高 401m 以上 411m 以下とする。

(2) 湖面利用の禁止は、以下のとおりとする。

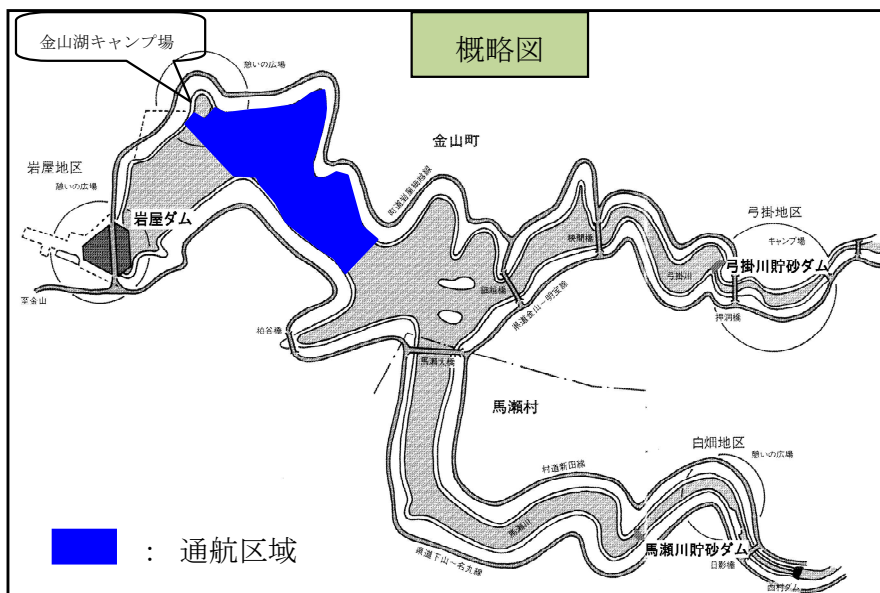
- ① 岩屋ダム管理所が風水害等による防災態勢を執っている場合。
- ② 飛騨地方（南部）に気象警報（大雨・洪水）が発表されている場合。
- (3) ダム管理上支障が生じる以下の場合にも湖面利用を禁止する場合がある。
  - ① 発電の運用に支障を与える恐れがあるとき。
  - ② 下流利水の運用に支障を与える恐れがあるとき。
  - ③ 濁水のととき。
  - ④ その他、岩屋ダム管理所が湖面利用を禁止する必要があると判断した場合。

### 第3章 通航区域等

河川管理施設の保全、作業及び操作等の支障となるほか、危険防止の観点から、通航区域等は以下のとおりとする。

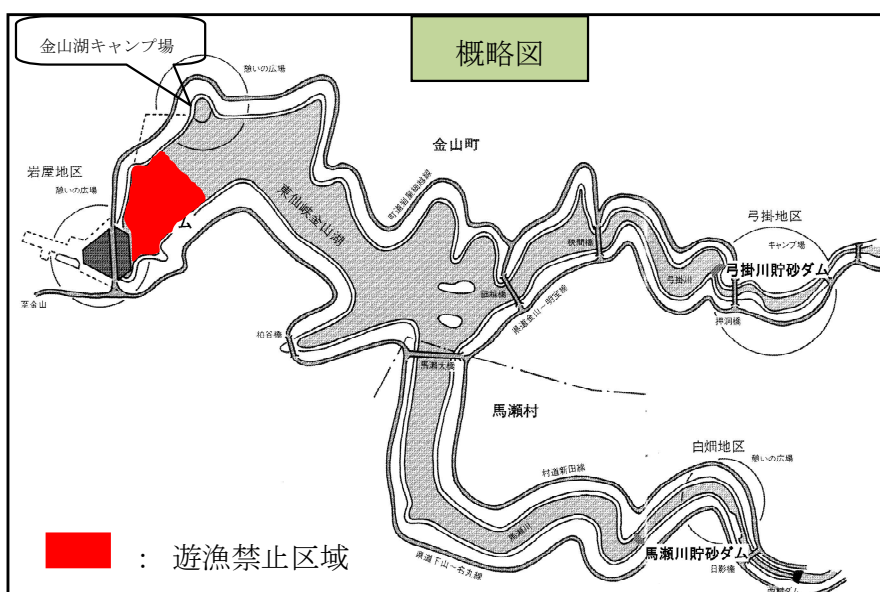
#### 1. 通航区域

通航区域は、次の概略図(別図参照)のとおりとする。



#### 2. 遊漁禁止区域

遊漁（釣り）禁止区域は、次の概略図(ダム堤体から上流 600m)のとおりとする。



## 第4章 安全管理

### 1. 利用者の遵守事項

湖面利用に当たって利用者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

- ① 船艇利用者は、下呂市が別に定めるボート利用マニュアル（仮称）に従うものとする。
- ② 遊泳を禁止する。
- ③ 金山湖へブラックバス、ブルーギル等外来種の持ち込み及び放流を禁止する。
- ④ ゴミの投棄を禁止する（利用者に起因するゴミは必ず持ち帰ること）。
- ⑤ 湖周辺での焚き火、花火などの火気の使用を禁止する。
- ⑥ 公的機関の訓練・演習に支障を与えないこと。

### 2. 事故発生時の連絡体制

湖面利用に当たって利用者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

金山湖において、万一事故等が発生した場合の連絡体制は別添「事故発生時の連絡体制」とする。

## 第5章 その他

### 1. ルールの広報・周知

本ルールの広報・周知にあたっては、協議会事務局及び行政が主体的にホームページ及びダム周辺の看板等により、実施する。

### 2. その他

公的機関等のイベント等の湖面利用については、事務局が判断できるものとする。  
また、本ルールに明記されていない事項については、協議会で判断する。

## 第6章 ルールの改正等

本ルールを改正する場合は、協議会を開催して決定するものとする。

附則 このルールは平成26年 1月27日より適用する。

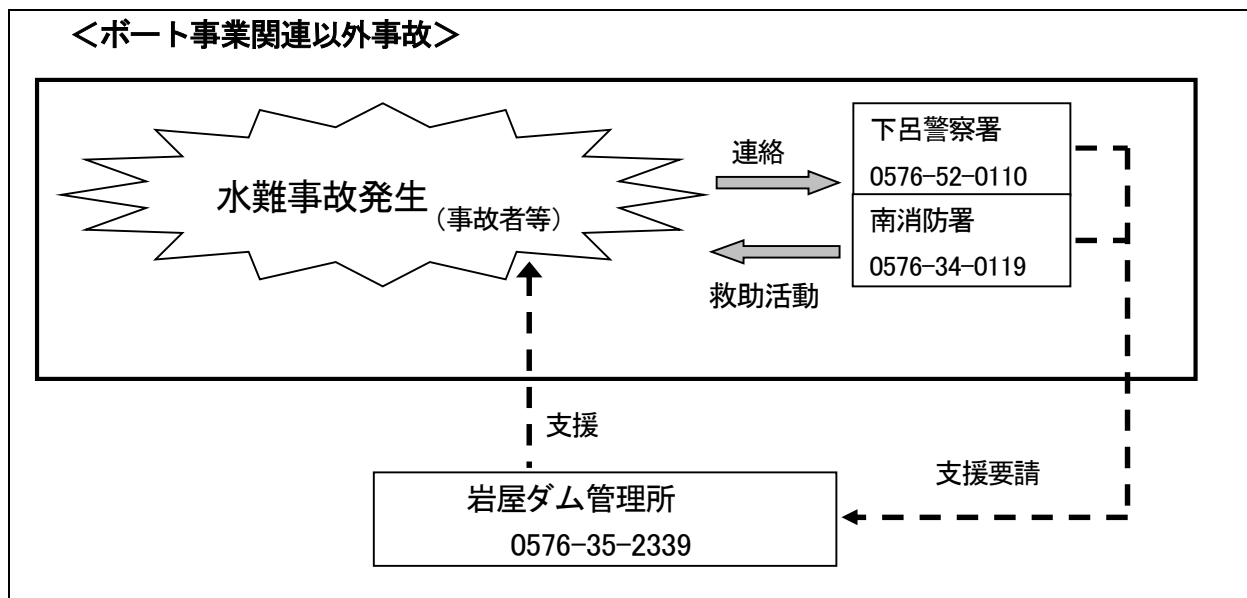
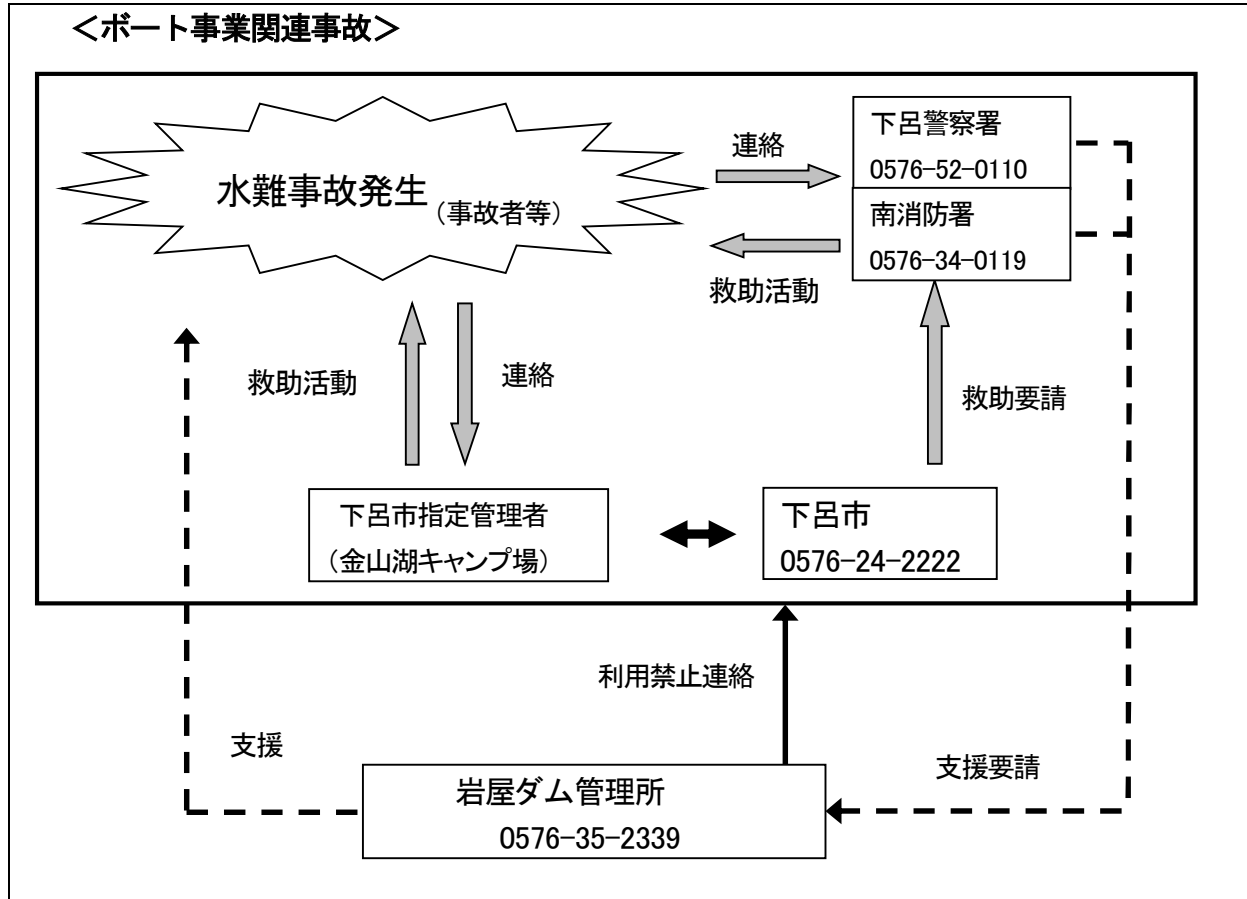
附則 このルールは平成27年 2月 2日より適用する。

附則 このルールは令和 元年 6月24日より適用する。

## 別添

### 【事故発生時の連絡体制】

「金山湖」の利用に伴い万一事故等が発生した場合の関係機関相互の連絡体制は次のとおりとする。



通航禁止表示板設置位置図

別図

